

平成29年第1回土幌町議会定例会

- 1 議事日程第2号 3月8日(水曜日)午前10時開会
- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 一般質問
- 1 河口 和吉 議員
 昨年災害に対する検証について
 - 2 清水 秀雄 議員
 就学援助について
 - 3 大西 米明 議員
 「高齢者」の年齢定義の見直しについて
 - 4 中村 貢 議員
 英語教育の充実について
 - 5 和田 鶴三 議員
 学校給食費の無償化について
 - 6 飯島 勝 議員
 自主防災組織の普及推進施策について
 - 7 秋間 紘一 議員
 若年層の胃がん予防について
- 日程番号3 議案第29号 平成29年度土幌町一般会計予算
- 日程番号4 議案第30号 平成29年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程番号5 議案第31号 平成29年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程番号6 議案第32号 平成29年度土幌町介護保険事業特別会計予算
- 日程番号7 議案第33号 平成29年度土幌町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程番号8 議案第34号 平成29年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
- 日程番号9 議案第35号 平成29年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
- 日程番号10 議案第36号 平成29年度土幌町農業共済事業特別会計予算
- 日程番号11 議案第37号 平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
子ども課長	金森 秀文	特老施設長	矢野 秀樹
病院事務長	山下 慎也	消防課長	淡中 済

ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	辻 亨
給食センター所長	鈴木 典人	高校事務長	藤村 延

ほか、関係職員

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦
ほか、関係職員

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	寺田 和也	総務係長	藤内 和三
------	-------	------	-------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
2		本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、飯島勝議員及び8番、出村寛議員を指名いたします。 日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、河口和吉議員。
	河口議員	おはようございます。私のほうからは、昨年の災害に対する検証について質問いたします。 昨年8月に連続して発生した4つの台風が北海道に上陸、接近し、本町にも大きな被害がありました。災害の少ない町という過信がもろ

くも崩れ、西上橋の橋梁の落下、水道管の破損による断水、音更川堤防の侵食により避難勧告が出されるという被害がありました。被害としては、橋梁、音更川河川敷のパークゴルフ場、牧草地を除けば他町と比較して特に大きなものではなく、二次災害もなかったことから、対応にも大きな過失はなかったと言えますが、災害に対する経験値の低さを一部露呈いたしました。恐らく現在昨年の災害の反省に立った検証作業を行っていることと思いますが、今後の防災対策をどのように進めるのかお伺いをいたします。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、河口議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

昨年8月、道内に上陸、接近した4つの台風は、十勝に未曾有の大災害をもたらしたところであり、9月16日には十勝全体が激甚災害の指定となったところでもあります。本町においても、音更川の水位上昇による西上橋の落橋、堤防の決壊、パークゴルフ場の流失を初め、水道管破損、農地の湛水などの被害が発生しました。また、本町としては初めて広範囲な避難勧告を発令して避難所を設置したところであり、9月以降被災箇所の復旧作業とあわせ、災害対応の検証及び防災対策の検討を行っているところでもあります。

まず、被災箇所の復旧工事及び農地湛水対策についてであります。復旧工事については、今年度の補正予算で緊急的に工事を行うとともに、調査委託を発注しているところであり、西上橋、パークゴルフ場については、平成29年度に工事を行うこととしているところでもあります。湛水被害については、生産者からの要望も寄せられたところではありますが、排水路の確保や補助制度の活用など、それぞれ地区と十分協議をしながら推進してまいりたいと存じます。

次に、情報の伝達や避難所の設置・運営など町民の安全対策についてであります。8月30日の台風10号に関しては、音更川の14号、音更橋の北側であります。それと、40号の堤防が決壊したことから、土幌町防災計画に基づき災害対策本部を設置するとともに、避難勧告を発令し、中土幌公民館、土幌北地区集落センター及びコミュニティセンターに避難所を設置し、運営をしたところでもあります。

9月以降、各課で点検会議を開催して、1つは情報の共有、提供については、職員間の情報共有あるいは住民への情報提供が提起されているところでもあります。2つ目として、災害対策本部については、設置場所、情報伝達、業務分担、本部長の常駐体制等に提起がされているところがございます。3つ目としては、避難所運営について、指揮系統あるいは職員の配置について提起がされているところでもあります。その他として、公用車の集約、備蓄品の整備、保管周知、自主防災組織の結成などが提起されているところであり、これらの改善につ

いて集約し、2月1日に管理職を対象とした防災非常招集訓練において、検証の協議を行ったところであります。当日は、あわせてHUGという避難所運営ゲームを行い、ゲーム形式の避難所運営の体験も行ったところであります。これらの経過を踏まえつつ、地域防災計画の見直しを行うべく、庁内検討を行うとともに、災害備蓄品などについては平成29年度予算において増額措置を行ったところであります。

また、今月下旬には、株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結する予定で、これは災害時に無償でインターネットによる最新の地図情報の配信サービスを受けることができるもので、防災・減災に向けた一層の体制づくりが図られるものと期待をするものであります。

なお、土幌町防災計画の見直しについては、北海道が今年6月ごろをめどに北海道防災計画を見直すこととしていることから、その変更内容を確認しながら修正を進めてまいる予定であります。町民の生命、財産を守るべく、防災対策は町政推進の重要な課題と認識しているところであり、昨年台風被害の経験を踏まえながら万全を期してまいりたいと存じます。

以上、河口議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
河口議員

再質問があれば許します。5番、河口議員。

それでは、再質問として、まず糠平ダム及び音更川の管理についての町の対応についてお聞きをしたいと思います。

民間企業であるJ-POWERが糠平ダムの放水量のデータをリアルタイムで町のほうに送らずに、河川管理者にだけは伝えるという対応をしておりました。それがたとえ法的には問題がなくても、それによって町の対応は遅れ、道義的責任は免れないと思います。昨年9月の定例会で大西議員の質問に対する町長の答弁の中で、音更町、土幌町、上土幌町と開発局、土現とJ-POWERとで協議会をつくって定期的に協議をしているということでありましたが、その後の新しい、何か進展があったのかをお聞きをしたいと思います。

また、同じく大西議員の質問の中に河畔林、音更川の柳などの雑木の伐採についての町長の答弁の中で、期成会あるいは町村会で強く国、道に申し上げるという答弁でありましたが、何かその後の進展があったのかをお伺いをいたします。

加納議長
小林町長

町長、答弁求めます。

それでは、1つは増水をするという経過については、糠平あるいは元小屋ダムのダム放流による、事によっては、音更川が増水するという、そういうことであるのですけれども、ただダムそのものについては、治水ダムということで制度的に見られているから、放流をするなどというのはちょっと難しいというふうに従前から言われているわけでありまして、それでも今回の増水によって音更なり土幌もそう

ですけれども、大きな被害があったということをJ-POWERにも申し上げましたし、また音更川だけでなく足寄等も同じようなことで増水による影響というも提起をされたところでありまして、その中で河口議員がおっしゃったように、情報の伝達を細かにしていただくということと、もう一つは放流の仕方に少し工夫ができないかということでもありますけれども、何回か協議はされたのでありますけれども、情報の伝達については速やかにするように改善をしていくということと、放水については、これからJ-POWERとして河川管理者である開発等とも協議をしながら検討したいという、そういう中身であります。

従前の被害の中でも河川管理についての意見が出されたのでありますけれども、1つは今言ったように河畔林が水の流れをとめているということがあったところでありますし、さらには河床が上がっているという現象があるのです。そういうことについては、従前からその後町村会あるいは期成会の要望等の中でもそうでありますし、協議の中でも何回か申し上げているのでありますけれども、なかなか現実には、措置がされていないということでもありますけれども、ただ今回の災害で本町の音和橋のところの工事が始まったのでありますけれども、その周辺についてはそれらも含めて改良したいということでもありますし、河畔林については、逆に今回の台風で河畔林がなくなったというような状況なのですけれども、いずれにしても今後の対応として河畔林については、今後とももっと強く話をしていきたいというふうに思っているところでございます。

加納議長
河口議員

再質問があれば。5番、河口議員。

特に河畔林については、今回音更川の増水はもちろんなのですけれども、河畔林が一番の橋梁落下の原因ではないと言われておりますので、この点について危険なものはやはりしっかりと管理をできるようにしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、音更川の管理についてなのですけれども、町内の第1水門から上流は北海道、下流は国、開発局ということになっております。今回、音更川の堤防の侵食については、町内に関係する部分が4カ所あります。そのうちの1カ所が開発局の管理で、残りが北海道でありました。行政の責務として、最も重要なものに町民の生命、財産を守るということがあります。河川の管理者が国であるのか、道であるのかによって差が出るようなことがあってはならないと思います。河川の管理者は、町で決定できるものではありませんが、一元管理の中で優先順位をつけて対策をしたのであれば、たとえ破堤をしたとしても納得はできるわけですが、それぞれ別々に動いていて、管理者が違っていたから片方は堤防が守られて、片方は被害が出たということでは町民は納得できないと。町としても十分な責任を果たしたとは言

えないのではないかと思います。国、北海道、町の三者の連携はしっかりととられていたのか、また十分でなかったとしたら、今後どのような対応を考えているのかをお伺いをいたします。

加納議長
小林町長

町長、答弁求めます。

今、河口議員からお話しましたように、あそこの樋門から下流については、帯広開発建設部の国の管理でありますし、それから、北からが上士幌のゲートが帯広管理事務所、北海道の管理ということになっているわけでありまして、それぞれ防災対策なり河川の管理というも行われているわけでありまして、今、河口議員がおっしゃったように、開建と道の災害に対する対応については、差があったということで、いろいろな会議でも出されるわけでありまして、ただそういう面では、町村なり開建なりと連絡し合いながらそれぞれの対応をしますのでありますけれども、基本的に河川を管理する、あるいは災害が起きたときの修繕等については、河川管理者である開発なり北海道が行うということだったのでありますけれども、そういう管理の差があるということについては、今出されているのですけれども、ただ1つは現場の例えば土木現業所にしてもそうなのですが、開発と河川事務所と北海道の人的配置も含めて差があるということでありまして、そういう意味では、現場の対応というより北海道そのものの防災対策について課題があるのではないかとことを申し上げているところでありまして、今後ともそういう道の防災対策のあり方についてはいろいろな機関を通じて申し上げていきたいというように思っているところであります。

加納議長
河口議員

再質問ありますか。河口議員。

どのような形で道のほうにお話をするのか、私のほうでちょっとわからないわけなのですけれども、とりあえずは北海道内にある河川の災害についてということでは、そこが国であろうが、道であろうが、関係ないという認識のもとに、町としてもできることはやっていただいて、管理がどこであるということにかかわらずに災害対策ができるような形をとっていただきたいというふうに思います。

それでは、今回水道管の破損により断水があったわけですが、音更川の川底で断水がありました。場所の特定をするのにも困難を極めて、想定される水道管の破損としては、最悪のシナリオであったにもかかわらず、対応が迅速で一般家庭はもちろん大規模な畜産農家にも営農に大きな支障はなく、復旧をいたしました。職員の適切な判断と夜を徹して復旧工事にあたった業者と、また給水にあたった消防職員に町民から感謝と称賛の声が多く聞かれました。しかし、その一方で、今回は士幌北地区と士幌南地区の一部でしたが、酪農家の多い地帯であったらどうであったのか。また、市街地であったらどうであったのか。そういう不安が出てまいりました。古い水道管の更新は、どのように

計画をされているのか。大きな地震があった場合の安全性は、どの程度確保されているのか。また、非常時に配管をほかの経路から融通できるような対策はとられているのかお伺いをいたします。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

水道管が破損した場合、私ども最も対応を十分しなければならないというのは、畜産農家、特に酪農家については十分対応しなければならないということで、今回においても消防車を動員しながら何とか給水対応をできたというところでありまして、ご案内のように関係職員、あるいは、業者も徹夜で実施したということで、そういう面でも早く改修できたということではありますが、それぞれ改修に当たっては地域の北地区の皆さんにもいろんな形でご理解、協力いただいたことをお礼申し上げたいと思います。特に水道、あそこの橋も、今回破損したところもそうなのですけれども、今北地区から土幌市街にかけては水道については改修計画が進めているところでありまして、今後の改修計画の概要について建設課長のほうからお答えをさせていただきたいと。

加納議長
増田
建設課長

建設課長。

建設課長、増田のほうからお答えさせていただきます。

河口議員がおっしゃるように、今現在動いている水道事業でございますが、やはり災害時にはネックとなるポイントがある程度ございまして、今回の音更川につきましては、40号付近を伏せ越している水道管が破損したというような状況でございまして、今うちのほうで考えておりますのがご存じだと思いますが、上土幌と土幌町界のところには新水源を設けて、あそこから水を引き込んで土幌市街地及び中土幌のほうに向けて町の心臓部となる部分について水道事業を行っている最中でございます。今回の災害につきましても、40号の破損された水道管については、それを再使用しないで、水源ごと変えて土幌北地区全域と先ほど言われました土幌南地区の西土幌地区及び実勝及び常盤方面については、新水源のほうから引っ張る予定としております。なおかつ、メインとなる水道管につきましては、耐震型の最新式の水道管にして地震時にも対応できる、それによって大きな被害が出ないように検討しているところでございます。

また、酪農家の方々等の対応なのですけれども、去年も災害以外にも中土幌方面を含めて断水状態になったときに、うちの土幌消防のほうの協力を得て、牛舎等の水まき等も行っております。その際に少し問題になったのが受け取り方法で、受け側、牛屋さんのほうでタンク等が設備されていないケースもございまして、それにつきましては土幌農協と協力してタンクをセッティングして、そのタンクに対して消防のポンプ車で水を配ったと。緊急だったのですけれども、やはり、そういうような細かな対応も含めて今後の対策等としていきたいと考

	えております。
	以上です。
加納議長	再質問ありますか。河口議員。
河口議員	それでは、技術的な部分で、古い管の更新についてどの程度まだ残っているのか、これからの計画はどうかという点、それとあともう1点、今回断水ということだったのですけれども、あと酪農家の方の中にはやはり停電が困るのだよというお話も聞きました。全ての酪農家が非常用の予備電源を備えているというわけではありません。農業を基幹産業としている我が町にとって、また一般町民としても冬期間、厳冬期に猛吹雪の中での長時間の停電というものは生命の危険も伴い、万全の対策が求められるものであります。
	そこで、本町の電力供給の安定性と危機管理はどのようになっているのか。それもあわせてお伺いをいたします。
加納議長	町長。
小林町長	水道管の更新については、建設課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。電気の供給体制については、総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。
加納議長	総務企画課長。
瀬口総務 企画課長	北電のほうにちょっと確認をさせていただいております。それによりますと、系統につきましては1系統だけではなくて複数系統あるというふうには確認したところでございますけれども、ただその系統が幾つあるかということにつきましては、被災状況とか電力使用量の状況を見て、復旧についてはやっつけていかなければいけないということと、あと1系統がだめだからあと何系統あるよというふうな明確な回答は、保安上の理由から教えることはできないというふうに聞いているところでございます。
	あと、うちのほうの電気関係につきましては、それぞれ避難所につきまして、もし停電になれば毛布が1,000枚用意してございますので、そういった毛布の対応と、あとストーブ、石油ストーブなのですが、これにつきましても電気がなくてつくストーブ5個用意しておりますので、それ以外については何があるかと言われますと、ちょっと今のところそれだけの用意をしているということと、あと役場庁舎、コミセンの西側に非常用の発電機を用意してございますので、それが満タンであれば20時間運転が可能というふうにもなっておりますので、そこに本当の緊急時のときには避難していただくことになるのかなと思っております。
	以上です。
加納議長	建設課長。
増田	古い水道管の件に関して説明させていただきます。
建設課長	町のほうとしましては、現在水道ビジョンないし水道耐震計画を策

加納議長
河口議員

定いたしました。将来の効率的な更新について計画しているところがございます。古い管として40年以上たっている管については、現在30%程度残っております。70%が入れかえておりまして、残り30%ということがございます。これについても計画に基づいて順次進めていきたいと考えております。

以上です。

再質問があれば。どうぞ。

ただいま避難所のほうで毛布とかストーブの用意はするということなのですが、猛吹雪の中、その避難所まで移動ということになりますと、またそれはそれで危険も伴いますので、場合によってはやはり各戸で一晩程度の停電に備えた行動をとるような、そういう情報提供もすることも必要ではないかなというふうにも感じたところであります。

それでは、続きまして非常時の情報伝達についてお伺いをしたいと思います。今回断水と避難勧告を経験したわけですが、情報の伝達というものが非常に難しいものであると感じました。断水の情報は、ファクスで出されました。同報登録をされていたにもかかわらず、かなり時間がかかって、届いたときには状況が変化しているというものもありました。給水所の設置の連絡もかなりのタイムラグを感じました。早い時間に水を取りに来た人には何を見てきたのかと尋ねますと、町のフェイスブックを見てきたと、そういうお答えでありました。また、音更川の堤防侵食による避難勧告のときには、NTTの回線が使用できなくなり、連絡は職員が印刷物を持って各戸を廻りました。対応として間違っていないとは思いますが、家に誰もいなければ郵便受けに入れて置いておくだけ、そういう対応になってしまいます。防災無線等が設置できればよいわけですが、多額の費用がかかると聞いております。安心のためにどこまでお金をかけるのかという議論になるかと思いますが、海岸の近くで常に津波の危険があるような、そういう自治体とは同列には語れないのではないかと感じます。

そこで、私のほうから1つ提案がございます。先ほどお話をした給水所に早い時間に来た人はフェイスブックを見てきたということから、スマホアプリで行政の防災用のものが利用できないかということです。スマホアプリがよいと思うのは、スピード、情報量もさることながら、双方向での通信が可能であるということでもあります。災害の情報を一方的に送信するだけでなく、読んだことをワンクリックで返信できるような機能をつけることによって、どこまで情報が伝達されているのかを確実に掌握できるという点です。もちろん町民全員がスマホを持っているわけではないので、持っていない人に誰が連絡をするのかを決めて、行政区単位、できれば自主防災組織を組織をして、その中で連絡をするシステムをつくって補うことが必要となりま

す。これは、スマホ利用者にのみ恩恵があると、そういうものではなくて、早く確実に情報を伝達する方法として、スマホ利用者に登録をしていただいて協力を仰ぐという考えであります。もちろんほかの機能もあり、拡張性もあり、また今後さらなる普及も見込めるということから、その意味でも有効と考えます。これについてはいかがでしょうか。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

今、河口議員がおっしゃったように、フェイスブックを使ったり、スマホを使ったり、あるいはファクス等々という形で伝達をするということでもありますけれども、いずれの方法もこれは全員に確実に渡るといふ方法はなかなかないということですから、こういうものを組み合わせながらできる限り取り組んでいくということでもありますけれども、新年度予算では新聞でも報道されているとおり芽室町が防災無線もやるという、全戸に受信機を、発信するということでもありますけれども、これについてもどの電波を使うかということもまた決まっていないということでもありますし、それから総務省の許可あるいは財源確保等にまだまだいろんな課題があるという、そういうふうにお聞きしているところでもありますから、そういう意味では今後もいろんなことを組み合わせて、どうより確実にということでもありますから、もう一つはお話ありました自主防災組織を通じてということも、1つは防災ということもあわせてですけれども、そういうものを伝達していくためにも、今後早急に組織化を検討していかなければならない課題とございますけれども、お話ありましたスマホ等の現在の状況については、総務企画課長のほうからお答えさせていただきたいと思ひます。

加納議長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

ホームページ等でも掲載してございますけれども、今現在緊急速報のエリアメールというものと、あと登録していただく登録制メールという2つのものがございます。エリアメールにつきましては、限られた範囲でのものでありまして、これは登録をしなくても緊急時に限られた範囲の災害の場所にいる方について自動発信されるものであり、もう一つの登録制メールにつきましては、例えば土幌町の町民でなくても登録をしていただければ、どこにいても登録した段階で何かあれば情報が入ってくるメールでございます。これにつきましては、現在165名の方が登録しているところございます。災害以降30名前後の方がさらに登録をしてくれているということで、若干ふえてはいるのですが、まだまだ登録の数が少ないということで、いろんな会議とか、そういったところで周知のほうをして、皆さんに登録していただくよう話していきたいと思ひます。

それと、もう一点なのですけれども、双方、発信した、そしてそれ

を受けましたというものが何かわかるものがあつたら一番いいということは町のほうも考えているところなのでございますが、ちょっと情報を見ましたらN T Tが携帯網など利用の双方型防災情報配信システムというのを今実証実験で道内の知内町というところとやっております、発信しました、それを受けましたという双方でそれを確認できるというものでございますけれども、これについてはまだ実証実験が始まったということです、今後そういった内容を精査しながら、どんなふうにしていったらいいかというのを目指していきたいと思えます。

なお、この費用につきましては、初期費用が数百万円から年間費用も数百万円かかるというふうなお聞きしておりますが、どちらにしても今議員が言われたような形でいろんな情報の発信につきましてこれからも検討させていただきたいと思えます。

以上です。

加納議長

再質問があれば許します。河口議員。

河口議員

ただいま知内町のほうで実証実験がされているというお話で、費用の面でも少しかかるというお話でしたが、土幌町と同じ程度と言うと語弊があるかもしれませんが、それほどの災害に対して危機感のないと言ったらちょっと語弊あるかもしれませんが、そういう自治体同士でそういうものが必要だということをとともに発信していくことによって、そういうものがどんどん提供する、価格も安くなっていくということもあろうかと思えます。同じような自治体同士で連携を組んで、そういったものの導入ということも考えていただきたいと思います。

長くなってきましたので、この辺で閉じさせていただきたいと思えますけれども、防災にはいろいろと想定外というようなことがつきものではありますけれども、それを言っではいけないという部分がございます。土幌町のような災害に比較的強い町で防災のために際限なくお金を使ってもよいということにもならない。土幌町は非常に難しい部分もあろうかなというふうに感じます。去年の災害は、そのような我が土幌町に大きな警鐘を鳴らしたものとして捉えて、町民の不安に寄り添って、段階的に計画性を持った防災計画を速やかにつくり、安心、安全な町づくりを進めていただきたいと思います。

これで終わります。

加納議長

以上で河口和吉議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、清水秀雄議員。

清水議員

私は、教育長に就学援助についてお伺いをいたします。

国の2017年度予算案で、就学援助費のうち新入学児童生徒の入学準備費用の補助単価が引き上げられました。就学援助制度は、経済的な困難を抱える子供に義務教育を保障するための命綱でもあります。子供の貧困が広がる中で、新入学児童生徒の入学準備金等の支給時期を

加納議長
堀 江
教 育 長

入学前に変更して実施している自治体や実施を約束している自治体もあります。新入学児童生徒が通常必要とする学用品や通学用品などを準備し、安心して入学できるよう入学前に支給時期を変更してはと考えますが、教育長の所見を伺うものであります。

答弁を求めます。教育長、登壇願います。

清水議員の質問にお答えいたします。

就学援助費の新入学児童生徒学用品費等、いわゆる入学準備金の支給時期を入学前にしてはとの質問ですが、これまで本町では入学後の7月に支給することにしておりましたが、2月上旬の全国紙の新聞で少なくとも全国の約80市町村が支給日を入学前に変更したとの記事があり、本町においても支給時期を改正するため、2月24日開催の教育委員会の会議で各委員と協議を行い、入学前に支給することができるよう事務手続を見直し、制度改正を行うことを決定したところでございます。

就学援助は、保護者に申請していただき、世帯の所得を確認して認定しておりますが、今春中学校に入学する現在の小学6年生については、既に就学援助の認定事務が終了しておりますので、対象となる世帯には3月中に支給することで現在準備を進めており、来春中学校に入学する場合は3月よりももっと早期に支給することができるよう検討中であります。また、今春小学校に入学する場合は、制度改正の周知及び申請案内、申請書の受け付け、審査等の事務の都合上、入学前に支給することは難しく、入学後のできるだけ早期に支給することとし、来春小学校に入学する場合は認定こども園等とも連携し、申請案内を行い、中学校入学の場合と同様に小学校入学前の早期に支給することができるよう検討中であります。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

実施に向けて検討いただけると前向きの答弁をいただきました。ぜひ保護者のために対応をしていただきたいと思いますのでありますが、要保護児童生徒援助の補助費用単価が17年度に引き上げられました。これは、先ほど教育長から答弁いただいているのですが、新入学児童生徒学用品費、つまりランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等であります。この単価が約2倍に引き上げられたのです。単価は、小学校で2万470円が4万600円に引き上げられました。中学校で2万3,550円が4万7,400円に引き上げられたというふうになっています。これは間違いございませんね。

答弁書の中でももっと前に支給することができるよう検討中でありますという答弁をいただきました。私は、ここでちょっとこれも検討いただきたいということで提案したいと思うのですが、ある自治体では入学前の12月支給で、年内に制服を注文できるということで評価が

広がっているということも伺っております。これは、本町でも努力すればやることのできるのではないかというふうに考えております。これは、通常ですと6月、7月の支給なのですが、前向きに検討して3月中にでもという答弁がありましたけれども、12月支給ということになりますと所得の把握の仕方、それにかかわってくるかと思うのですが、これは前々年度の所得の把握によっても可能ではないかというふうに考えるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

加納議長
堀 江
教 育 長

教育長。

ただいま清水議員から支給時期のお話がありました。全国的に見ますと、12月支給、1月支給が早い。より早い支給時期であるという調査結果も見ております。私どもも現在考えておりますのは、今年度につきましては今3月でありますので、3月これから支給すると。来年度以降につきましては、より早く支給することで検討中ということで先ほどお話ししましたが、現在検討している内容につきましては12月がいいのか、1月がいいのかという議論もありますが、例えば中学校の制服であります町内で購入する場合、1月から売り出しが始まると、そういうこともありますし、小学校のランドセルでありましたら最近では12月より前に販売を開始しているような状況もございます。できるだけ早期に支給したいと考えておりますが、現段階で考えておりますのは12月あるいは1月ということで検討中でございます。

そして、所得の把握でございますが、所得の確定時期というのは毎年6月の上旬にならなければ確定できないと。そのようなことを考えまして、毎年5月までに支給するものについては当然ながら前々年度の所得で把握する、このように制度改正を行うつもりでおります。

以上です。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。清水議員。

ぜひ前向きに検討いただきたいというふうにお願いをいたします。

もう一点伺いたいと思いますが、答弁の中で入学前に就学援助を決定するためには早い時期に周知することが不可欠なのでありますが、この申請については保護者の申請によってそれを把握するということが先ほど答弁の中にありました。これは、非常にいろんな問題があるかと思うのですが、道議会における質問でも明らかになってきたことは、入学前に周知している自治体が約2割にとどまっているということがわかりました。保護者に書類をどのように配付しているのか、あるいはどのようにこの制度を周知しているかということが問題なのですが、その辺のところはどんなふうにも本町の場合は周知しているのか、あるいは保護者と相談体制ということも必要ではないかと。その辺のところの工夫が必要でないかというふうに考えるのですが、現在どのような体制で保護者に周知をしているのでしょうか。

加納議長

教育長、答弁求めます。

堀 江 保護者への周知方法でございますが、現在の、今までのやり方で申
教 育 長 しますと、小学校1年生でしたら入学後、その他の2年生以上につき
ましては始業式始まってから、全ての小学校の児童生徒の保護者宛て
に案内を毎年度行っております。しかし、今支給時期を改める方法に
変えますともっと早い時期にする必要があると。そこで、小学校1年
生につきましては認定こども園や保育所など、この段階でもう案内し
なければ当然間に合わないこととなりますので、子ども課と連携をし
ながら、制度の案内をしていきたいと考えておりますし、現在でも町
のホームページに掲載しておりますが、ホームページを活用するとと
もに、文書で早期に案内をすることに改正したいと考えております。

加納議長 再質問があれば。6番、清水議員。

清水議員 ただいま答弁をいただいたところなのですが、保護者に対してのこ
の制度の理解を十分にしてもらおうということが大切だと思うのです。
今の制度は通常は生活保護世帯を中心に考えられているというふう
に思うのですが、ただそれだけではなくて、現在のこういった世の中
では失業や倒産、あるいは病気によって家計が急激な変化が起きる、
そういうことが起こっても不思議はない状況になっています。そうい
う人たちも所得が急激に減少したという場合には対象になるわけです
から、そういう人たちに対しても制度を周知してもらおうということが
必要ではないかということとただいまお伺いしたのですが、そういう
点での工夫をぜひ行うべきだということで、もう一度お伺いしたいと
思います。

加納議長 教育長、答弁をお願いします。

堀 江 ただいま清水議員おっしゃるとおり、例えば全ての保護者がこの制
教 育 長 度を確実に理解しているかということは大変難しいことで、生活保護
制度でさえ非常に難しいと。また、生活保護制度では制度は理解して
いても申請されない方、こういう方もいらっしゃいますし、就学援助
についても同様でございます。私どもとしましては、関係機関、例え
ば子ども課、そして保健福祉課、そして直接学校の担任等から情報収
集しながら、所得は私ども確認できませんので、失業であるとか病気
であるとか、いろいろな経済状態の問題があろうと思います。そうい
う情報を各関係機関が連携しながら、情報収集しながら、直接私ども
が申請の案内文書を持って保護者宅へ伺うこともありますし、今後と
もそういう方法で制度を周知していきたいと考えております。

加納議長 再質問があれば。6番、清水議員。

清水議員 周知については、非常に難しいということと同時にどのように制度
を周知といいますか、そのところを把握していくという工夫が必要
だと思うのですが、難しい中で工夫が求められるということで、大変
な苦労だと思いますが、いずれにしても現在子供の貧困が広がるとい
うことが大きな社会問題になっています。これに対してどのように対

応していくのか、子供たちが貧困から抜け出すためにどのような施策が必要なのか、これは教育委員会としても真剣に考えていかなければならないことだと思います。そういった面も含めて、ぜひ今後とも前向きな努力をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

ここでちょっと早いですがけれども、10分間休憩させていただいて、11時からまた再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位3番、大西米明議員。

大西議員

それでは、町長に対しまして高齢者の年齢定義の見直しについてお聞きいたします。

平均寿命が80歳を超えた現在、1956年、国連が65歳以上を高齢者とした報告書を出したことから、日本でも一般的に65歳以上を高齢者と定義されました。しかし、60年以上が経過する中、健康寿命、すなわち健康上の問題で日常生活を制限することなく自立して生活できる年齢でありますけれども、男性で71歳、女性で74歳を超え、60代の方が健康を保ちながら地域や職場などで活躍しております。高齢者の定義を見直すことで町民意識が変われば、より多くの方が社会の支え手に回るようになると思います。そこで、高齢者の定義を見直してはと思いますが、町長に伺います。ただし、法律や条例、社会保障制度などの定義を見直すものではありません。

加納議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

65歳以上を高齢者とするのは、ただいま大西議員がおっしゃるとおり1956年の国連の報告書が起源とされています。65歳以上が総人口に占める割合が7%を超すと高齢化社会、14%を超すと高齢社会といわれています。今の日本は25%、いずれ40%になると予想されているところであります。

さて、今年の1月に日本老年学会が高齢者の定義を75歳以上とし、75歳から85歳を高齢者、90歳以上を超高齢者とし、前期高齢者の64から74歳を准高齢者と呼び、社会の支え手として据え直しを求める提言をしているところであります。ただ、高齢者65歳以上は統一された基準ではなく、高齢者運転標識では70歳以上が対象であり、医療制度では65歳以上75歳未満を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者となってい

るところです。また、町の条例においても一律65歳という基準ではなく、制度ごとに適切な年齢基準を設定しているところでもあります。長寿命化が進む中、61歳以上の方でも現役として就業され、健康や体力面の比較でも若返っているのは事実であります。町としましては、これらの傾向をしっかり踏まえ、高齢者の皆様が能力や経験を生かしながらより元気に仕事や活動にいそしめる仕組みや制度に心がけてまいりたいと存じます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。大西議員。

大西議員 今、高齢者イコールお年寄りというような認識で一般社会では通っていると思います。そこで、町長も65歳を超えていますが、自身で高齢者、年寄りだと思っていますか。どうですか。

加納議長 町長、答弁お願いします。

小林町長 私も今言われたように66歳なのでありますけれども、日ごろから高齢者という意識はないのでありますけれども、ただ時々60過ぎてから高齢者の分類になるのだなというふうに思うことはあります。

加納議長 再質問があれば。10番、大西議員。

大西議員 まさに町長が言ったように、傍聴席は別として、この議場の中には高齢者と称する人が議員で4人、町長と5人いるのですが、多分誰も私は高齢者だ、年寄りだとは思っている人はいないのだと思うのです。ですから、高齢者の認識、内閣府が調べたところによると60代後半の人にあなたは高齢者だと思っていますかという質問で、約72%の人は私はそう感じていないと。70代の前半の人に聞いても49%の人は私は高齢者ではないというような話をしているそうであります。だから、私は初めに断ったように介護保険は65歳だとか、いろんな制度の中の法律や何かの分野については別にそれを土幌町で変えるわけにはいきませんし、国の制度でありますから、それに対しての定義を変えたらどうだという気持ちは全然ないのです。だから、この答弁書を見ると、准高齢者だとか、高齢者のそういういろんな仕分けをしているみたいですが、なぜ言ってみれば国だとか行政が元気で働いていたり、地域のために活動している65歳以上の人たちにあなたは高齢者ですよと、もう年寄りなのですよと決めつけるのかなと思っているのです。みんな、きょうも老人クラブの人が来ていますけれども、会長の篠原さんなんか今聞くと81歳だそうです。見たら私より元気そうなのです。ですから、何で上から押しつけたみたいに勝手に65歳以上の方は年寄りなのだと決めつけるのかなと思っているのですが、町長はそれについてどう思いますか。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 そういう概念でありますし、私もそうなのですけれども、篠原さんも押さえつけられている、年寄りと決めつけられるという概念はない

のだというふうに思うところでございます。一応仕事をするという面では、うちの高齢者の仕事の関係についても実際には80歳以上の人も働いているわけでありますから、できる限り私はそれぞれの地位、国レベルでもそうなのでありますけれども、お年寄りの皆さんがそれぞれの能力において働けるような、そういう仕組みだとか、そういう啓蒙というのは今後そして、特に人不足の時代でありますから、そういう取り組みをしていくということが重要なことというふうに思っているのですけれども、ただ、65歳を特別法律として決めたということではないので、そこは町がどうするかといってもなかなかこれは難しいことかなというふうに思っています。

加納議長
大西議員

再質問があれば。10番、大西議員。

国連が65歳、今から61年前ですが、そのときの日本人の平均寿命、男性が63歳、女性が67歳だったのです。あれから61年間たって、今は男性80、女性87歳ですか。だから、言ってみれば20歳以上年齢が、もう平均寿命が変わっているのです。それがまだ旧態依然として61年前に決めた65歳を高齢者の定義にしている国もおかしいのですが、それはどこかで土幌町としてどう向き合っていくのか、どうそれを呼ぶのかということを考えていかなければならないのだと思うのです、これからは。今労働力不足ですから、今までは昭和60年ぐらいまでは定年55歳でしたよね。それが60歳になり、今は高年齢者雇用安定法ができて、65歳まで希望者は再任用で働けますよという、そういうところはどんどん上がってきているのです。だから、社会保障の問題と高齢者の定義というのを余りリンクさせると、今度は年金が70歳になってしまったりなんかしてしまうとちょっとこれも困るなどは思うのですが、しかしながらまだまだ自分は若いと。私だってもう六十……これが最後しかできないから今回しているのですけれども、もう間もなく私も70歳になるので、あと一月で。ですから、今ここでこの問題を提起しておかぬとだめだなと思って今やっているのですが、きょう来ている老人クラブの人からすれば私なんかまだ若造です、全然。子供みたいなものですから、まだまだ。ですから、そういう年の人たちに高齢者と言っていいのかなという感じもしていますし、平均寿命って明治22年に初めて日本で実施して、今は国勢調査があるので、1年ですぐできますけれども、その当時は国勢調査がないので、一生懸命6年も7年もかかって、今から120年ぐらい前の話ですけれども、そのときには平均寿命が男性42歳、女性44歳なのです。それから見れば120年たって日本の寿命は生活環境、それから医療の進歩で40歳ぐらい延びたということですよね。ですから、そういう中で何で60年前の旧態依然としたそれを使っていくのかなと思って、私は疑問に思っています。

それから、国は地域創生だ、地域が元気を出さないとだめだとか

んとか言いながら、一生懸命高齢者率、先ほどの答弁書でいろいろ何%ふえた、どうだとかと言っていましたけれども、土幌町も1月で30%超えましたよね。それで、国が一生懸命元気出せ、元気出せと言って、65歳過ぎたらもうみんな高齢者だよと言って、その率が30%だと。仮に70歳に上げると高齢者率って22%なのです。そうしたら、何か22%の高齢者率という、そこは若者が多くて元気な町だなと思えます。わざわざ国が65歳から高齢者だと言って高齢者率なんて、少子高齢化して国がつくっているようなものなのです。そう思いませんか、町長。どうですか、まず。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 そうなのです。これができたとき人生50代と言われたのが今は人生80代、年代ですから、明らかに実態と高齢者の定義が違うわけでありましてけれども、実際にただ介護保険なんかを見ますと高齢者というより後期高齢者、要するに75歳以上をどうかということになるから、実態の福祉なんかを当てはめたというのは、そうになっていく、なりつつあるところでありまして、そうなるべきだということでありまして、むしろ前期の高齢者の皆さんについてはいかに健康を保ちながら働けるかという、そういうような施策展開をしていくべきだというふうに思うところがあります。

加納議長 大西議員。

大西議員 まさにこれからそれこそ少子化の時代で、働き手が少なくなってきた。そして、まだ65歳を超えても皆さん健康である。そういう人たちが地域で仕事だとか、ボランティアだとか、いろんなことで支えることによって、土幌町の社会の中の仕組みが少しずつ変わっていくのだと思うのです。ですから、65歳を高齢者と呼ばなければいいのです。だから、ある町で、日本で1カ所だけあるのですが、60代を高齢者と呼ばない町宣言をした町があるのです。ですから、土幌町もそのぐらいの勢いで国に少し反発しないと、高齢者率だけ30%だ、40%だ、もう間もなく50%を超えるとあなたの町は消滅しますよなんて勝手に言われて、まだまだ60代なんか健康なのですから、その人たちの力をどう社会に還元させていくかと。町長の答弁書にもありましたし、長い経験、深い知識をどう社会にもう一回還元させてもらうかということも大事なまちおこしの柱になっていくのだと思うのです。ですから、私はぜひひ人の、町のまねかもしれないけれども、それも全国で1カ所しかありませんけれども、北海道、十勝ではまだまだそんなことを論議した町ありませんし、そういうことを宣言して、土幌町というのは皆さん健康で頑張っている町だよということを他町村に見せることも大事だと思うのです。だから、何か国から勝手にあなた、年寄りだよと言われて、冗談ではないというのです。みんなきょうも老人クラブの人、思っている人結構いると思うのです。だけれども、ちょっと

体弱ったかなぐらいのことと思っていますけれども、いずれにしても行政が、国が元気な人をつかまえて年寄りと言うのはもう冗談でないと。ネガティブな運動しているように思うので、ぜひ町としてもそのぐらいの意気込みで、やっぱり健康な皆さんに社会で一緒に活躍していただく、そういう町にしてもらったらどうなのかなと。そのためには、みんなに周知するためには60代を高齢と呼ばない、そういう町宣言をして、75歳でもいいのですけれども、今老年学会では75歳という、1月の5日ですか、会議やったときそういう話を決めたと答弁書に書いてありましたけれども、そういうことも皆さんの奮起、そして知らせるためには必要だと思うのですが、どうですか、町長。やる気ありますか。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 宣言するかどうかということについては、よく我々も内部で議論をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもお年寄りの皆さんが例えば健康に留意しながらできる限り長く働いてもらう、生きがいを持つ活動をしてもらうという町の仕組みづくりを進めていきたいと思っておりますし、それとどういふふうに発信をするかということについては、また老人クラブを含めて、老人の皆さんとよく……老人と言ったら怒られるのかと。お年寄りの皆さんとよくいろんなことを議論をしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

加納議長 以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

続いて、質問順位4番、中村貢議員、お願いいたします。

中村議員 教育長に英語教育の充実について質問させていただきたいと思いません。

社会の急速なグローバル化の進展の中で、子供たち一人一人にとって異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になってきています。その際に国際共通語である英語力の一層の向上は不可欠であると考えております。国においては、平成25年12月にグローバル化に対応した英語教育改革実施計画を示し、平成32年、東京オリンピック、パラリンピック競技大会を見据え、小中高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る方針を打ち出し、小学校及び中学校の学習指導要領の改訂にかかわる告示を本年3月中に行うことで準備を進めているようであります。本町においてもこれまでALT、外国語指導助手の増員等英語教育の充実強化に向けて各種の施策を展開していると思われませんが、これまでの取り組み及び今後の方針についてお伺いします。

加納議長 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

堀江 中村議員の質問にお答えいたします。

教育長 初めに、これまでの取り組みでございますが、生きた英語を子供たちに伝えるため、英語の授業を行う際に教師を補助する外国人のAL

T、外国語指導助手を平成2年10月から教育委員会に配置しております。当初の配置は1名でしたが、平成25年10月から主として高校の英語の授業充実のため、非常勤ALTを1名増員し、平成26年4月にはさらに教育委員会に1名増員し、現在は3名体制で各学校の授業等で指導を行っております。

次に、今後の方針についてであります。教育行政報告でも申し上げましたが、現在文部科学省では小学校及び中学校の学習指導要領の改訂の準備を行っており、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度に順次全面実施されることになっております。この改訂に伴い、英語教育に関しては現行制度で小学校第5、6学年で導入されている外国語活動を平成32年度から第3、4学年に前倒しし、第5、6学年は外国語、英語の教科とし、第3学年から第6学年までの授業時数が年間35単位時間ふえることになり、中学校の英語は授業時数は現行と同じですが、平成33年度から授業を原則英語で実施し、指導する英単語数もふえることとなります。

この次期学習指導要領の改訂を見据え、先月策定した平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とする土幌町教育振興基本計画において英語教育の充実を重点施策に掲げ、ALTの有効活用を図り、コミュニケーション能力の素地や基礎の育成と国際理解教育を進め、子供たちが外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを実感できる授業づくりに努めることを施策の方向性とし、主な施策については①、義務教育9年間でコミュニケーション能力の素地や基礎の育成に努めます、②で小中学校のALT配置を継続します、③で教員の英語学習における指導力の向上に努めますとし、さらに英語教育の充実を図っていく方針でございます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

ただいま、教育長からこれまでの取り組みと今後の方針について回答していただきましたけれども、昨年12月の町議会の定例会で大西同僚議員からインバウンド、在日外国人旅行者の誘客対策についての一般質問がありましたけれども、北海道知事では道内を訪れる観光客数を東京五輪、パラリンピック開催される2020年ごろまでに、現在は200万人程度ですけれども、約2.5倍の500万人にふやしたいという目標を掲げましたけれども、本町でも調べましたところ、本町を訪れているインバウンドについてですけれども、土幌高原や道の駅ですけれども、トータルで約180名近い外国の人たちが訪れていると。また、町内に住んでいる農業実習関係の人たち入れましても約56名の方たちが土幌町に住んでいるということで、またこれに農協の視察などを入れますと200名以上の外国人が本町を訪れているということであります。年々それも増加傾向にあるということであります。新しい道の

駅ピアしほろが4月の23日にグランドオープンします。特に新聞で注目浴びているのが最近町長から特命係長として任命を受けたペッパー君、これは4カ国語は対応できるということで、既にそういう対応も今本町ではなされていると思います。その中で、今世界的には70億人と言われてはいますが、ほとんどが英語を使われていると言われてはいます。その中でも英語といたしましても日本と同じようにそれぞれなまり、方言、その他いろいろとあります。それで、当然英語においてもその関係でして、アメリカ、フランスその他ではそれぞれの英語の発音が違うと思いますけれども、先ほどALTの話をしましたけれども、平成2年からですか。本町は2年から入れて、25年、26年ということで、3名のALTを入れているということでもあります。たまたまこれは近隣町村からも聞いたのですけれども、土幌町は既に早い時期からALTを呼んで授業を行っている。他町村が当然うらやましがっているということでもありますけれども、このALTも1カ所の国でなくて、聞きましたらアメリカ、イギリス、北アイルランド、オーストラリアと、それからニュージーランドということで、それぞれの国から呼んでいるということでもあります。

そこで、再質問させていただきますけれども、このALTについて現在は2名が教育委員会に配置されていると。ほかの1名が主に土幌高校の非常勤ということですが、義務教育とあるから小学校や中学校の授業にALTが参加している割合がどれぐらいあるのか伺いたいと思います。

加納議長 教育長、答弁をお願いします。

堀江教育長 ALTが義務教育段階の小学校と中学校にどのぐらい参加しているかという質問でございますが、最近のデータで申し上げまして、本年度のデータでございますが、先月の末日まで集計したものがございません。現在小学校、全ての小学校含めますが、59%、中学校は1校ですので、61%となっております。

以上です。

加納議長 再質問があれば許します。12番、中村議員。

中村議員 今教育長のほうから59%、それから61%ですか、それ受けましたけれども、これは文科省で毎年調査をしているのです。それで、27年度の文科省の調査結果を見ますと、小学校における外国語活動の授業がALTを活用する時間数については22年度で54%と、それから平成27年度においては61.3%ということで、毎年増加している傾向にあります。当然中学校もそれにあわせて増加傾向にあると。この文科省調査ですと、比べると本町の場合、いわゆる小学校の活用割合が低く、中学校での活用割合が高いということになります。全国の標準から見ますと逆になっているのでないかなということが思われるのですけれども、特に小学校の授業でのALTの授業ですけれども、私はやっぱり

英語を母国語とするネイティブ、いわゆる英語を専門としてお話をしている国、そのスピーカーのALTをもっと小学校の授業に参加させてはどうかと思うのですが、教育長、伺います。

加納議長
堀江
教育長

教育長、答弁求めます。

ただいま質問の小学校でのALTの授業への参加が低いということですが、全国平均とほぼ同様なわけでありますが、本町の場合、中学校は1校であります、小学校は現在1校閉校して7校でございます。その移動の時間等もあるのかなと考えておりますが、ALTにつきましては各学校で行う授業のほかには学校の行事にも参加しております。その部分については先ほどの数字には入っておりません。そのほか子ども交流センターでの放課後子ども教室や認定こども園にも出向いております。

また、本年度から教育委員会でイングリッシュキャンプの事業というものを開始いたしました。このイングリッシュキャンプといいますのは、外国人のALTと子供たちが英語のみで生活するものでございます。英語のコミュニケーション能力を身につけることを目的として、昨年9月に総研で開催しましたが、町内の小学校の5年生から中学3年生まで21名が参加していただき、1泊2日の日程でオールイングリッシュでゲームや料理などに取り組んだものでございます。

ALTが教育委員会の事務所に座っていることはほとんど少なく、私どもの朝礼の時間帯も既に学校に出向していることが多い現状です。よって、本町は他の自治体に比べて学校数も多い、移動に要する時間もある、そういう理由により義務教育段階への授業のALTの参加率を現状の人員では上げることはちょっと困難な状況にあります。

以上です。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

また後ほどお話をさせていただこうと思ったのですけれども、今教育長の答弁の中に、要するにイングリッシュキャンプですか、話が出たので、この話もちよっとさせていただきたいと思っておりますけれども、これは勝毎の新聞、この中の皆さんでも見たと思っておりますけれども、いわゆる子供たちが2日間オールイングリッシュで過ごしたと。今教育長話した21名の参加があったということですが、この新聞を見て驚いたというか、びっくりしたのは、教育長自身が挨拶で全部英語で挨拶をしたということで書いてありまして、子供たちも手をたたいて喜んだということが新聞報道にも書かれておりましたが、これは恐らく十勝管内でも初めてでないかと思われまますので、町単独で開催したと聞きましたけれども、ぜひこのようなことを子供たちも聞いたら大変喜んでいただようですので、今後もしできれば継続して実施していただくよう要望させていただきたいと思っております。

次、義務教育段階の英語教育も重要なのですけれども、私が一番ぜ

ひお願いしたいと思っているのは幼児教育、これよく新聞に出てい
ますけれども、特に近隣町村でいえば鹿追とか、結構かなりの近隣町村
で幼児から英語の指導をしているというのがあります。いわゆる義務
教育より早いうち、小学校入学前から、幼児教育の段階から生の英語
に触れる機会をもっとふやすことも大事だと考えております。幼児教
育についての現状のAL Tの訪問回数と今後の方針についてお聞きし
たいのですが、幼児教育は町長部局と伺っておりますので、幼
保連携型認定こども園を担当している子ども課長にお伺いしたいと思
いますが、議長、よろしいでしょうか。

加納議長
金 森
子 ども
課 長

子ども課長。

子ども課長、金森より中村議員の質問にお答えします。

こども園なかよしには、3歳児、4歳児、5歳児の各クラスにそれ
ぞれ年2回来ていただいております。また、3歳未満児のクラスには
年1回AL Tに訪問していただき、教育、保育活動に協力していただ
いております。幼児から外国の方と触れ合いを通じて生の英語に親し
み、国際感覚を育むため、今後ともAL Tがこども園での教育、保育
活動に参加する取り組みを引き続き教育委員会に依頼して、歌やゲー
ム、遊戯などを通じて楽しく遊びながら英語に親しんでいく活動を行
うようお願いしたいと思います。

以上でございます。

加納議長
中村議員

再質問があれば、中村議員。

今子ども課長のほうからありましたけれども、楽しく子供たちが英
語に触れながら、そういう機会をふやしていくということで、ぜひA
L Tを活用した事業をやるように強く要望したいと思います。

それと、先ほど教育長の教育方針はありますけれども、学習指導要
領の改訂の説明が教育長、ありましたけれども、特に小学校について
は平成32年度ですか、現在高学年に対して行われている、いわゆる5
年生、6年生対象とした外国語活動、これを教科化するとともに、中
学校に対しても活用化等の英語教育を新たに開始して、中高年は単位
が約70にふえると。小学校では35単位がふえるということで、大変厳
しくなると思いますが、いわゆる平成30年度から段階的な先行
実施もやっていくということですが、現在のAL Tの人員配置、
先ほど教育長の答弁にもありましたように、今の人員では大変厳しい
と。特に先ほど認定こども園のほうからも、課長のほうからも話あり
ましたけれども、もう少しやはりAL Tの活用をしていただきたいと
いう話もありました。それに関連して、AL Tの配置についてはこれ
補助金が使われるのかどうなのかよくわかりませんが、恐らく
町の持ち出しはないのかと思われそうですが、その関係で英語教育
充実強化するために、今後AL Tをさらに増員すべきと思いますが、
教育長の考えはいかがでしょうか。

加納議長
堀江
教育長

教育長、答弁求めます。

ただいまの質問で、ALTの配置につきましては国の地方交付税により財政措置があるものでございます。そして、ただいま議員から指摘ありましたとおり、次期の学習指導要領によりますと小学校では平成32年度から授業時数が年35単位時間ふえますので、ALTの授業参加率が現状の人員配置ですと低下することになります。

また、教育行政報告でも申し上げましたが、来年度は次期学習指導要領の周知期間で、全面実施を前に平成30年度から移行期間中に先行して実施することで検討しております。平成32年度以降確実に全面実施することができるよう検討していく考えであります。この先行実施を30年度から行うということになりますと、ALTの授業参加率の減少を回避するためにはALTの増員をしなければできないであろうと。そういうことで1月24日に、町長と教育委員会で開催する総合教育会議というものがございます。ここの議案にのせまして、平成29年度中に外国青年をまた招致する予定であります。それは、平成29年度は要望を行い、実際は平成30年度から1名増員することで現在町長と協議を行っているところでございます。ALT1名増員により、町内のALTは3名から4名体制になり、認定こども園での幼児教育、そして新たに小学校の低学年でも英語に触れる機会をつくることもできるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

加納議長
中村議員

再質問があれば。12番、中村議員。

29年度中に1名を申請して、何とか30年度には配置をしたいということでありまして、また平成30年に向けての実施を検討しているということですので、ぜひそのとおり進めていただきたいと思います。

次に、私が特にあと懸念しているのがいわゆる小学校の教員の指導です。教育です。これが実際にこれだけさかのぼりしてやりますと、準備が果たしてできるのかということでありまして。現在道教委なりでいろんな講習やっているようです。教員の養成、こうだということをやっているようですが、本町も教員が何人か、1名ですか、行事があるごとには参加しているということでありましてけれども、やはり一番懸念されるのが確かに低学年、いわゆる認定まで、下までにおろして指導するのはいいのだけれども、要はそれに対応できる先生がいるかということです。特に小学校、あと2年、来年、再来年についてはさかのぼって小学校1年生から何とかやっていくような状況をつくりたいということでありましてけれども、いわゆる教員の指導ですけれども、国は高学年指導者については英語指導力を備えた学級担任に加えて専科の教員の積極的活用の方針を示している。ということは、外部から英語の資格を持った先生もできれば積極的に活用すべきでないかという話も聞かれております。全国の小学校の教員のうち、英語

の免許を持っている割合というのはほとんど10%未満ですか、5%にも満たないのではないかとこのように聞いております。そこで、小学校の教員への研修、そして英語の専科の巡回指導教員の配置についてどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

加納議長
堀江
教育長

教育長、答弁をお願いします。

子供たちがスムーズに英語の学習を始められるように、教員に対する研修が重要になってくると考えております。教員に対する研修につきましては、北海道教育委員会で実施することになっております。本年度から3年間で英語教育の中核となる小学校教員に実践的な英語力、英語指導力の向上を目的として、小学校教員英語力アップ夏季集中セミナーというものが開催されております。各市町村から中核となる者1名が参加することができることになっております。本町につきましては、平成29年度にこの研修に参加する予定でございます。また、このセミナーの概要を記録した校内研修を行うためのDVDが全道の各小学校にも配付されておりますし、北海道教育委員会のウェブページでも同じような内容のものが配信されていますので、それぞれ中核教員が中心となって校内研修や教員独自で研修していただくことになろうかと思っております。

また、英語専科の巡回の指導教員というものがございますが、北海道教育委員会では外国語に関する教員への指導強化を目的に帯広市など7つの市にだけ配置する事業を現在は実施しているようでございます。

なお、本町の小学校におきましても中学校の英語の免許状を持っている教員もおりますし、また海外で研修したことのある教員、そして我が町には非常に指導力の高いALTもおりますので、授業環境を整えて子供たちの英語教育の質を向上するため、今後4月にまず専門家チームを立ち上げまして、検討していくことにしております。文部科学省では、今年の6月に高学年向けの授業の進め方の例なども示した暫定の指導案を公表する方針との情報であります。平成30年度からの移行期間に先行実施して英語の教科化に円滑に対応できるような準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

今教育長のほうから30年度から確実に先行実施する準備を進めているという話を聞きました。ぜひ進めていただきたいと思っております。

それと、今管内のDVD等を利用した英語の指導もしているという話は教育長のほうからありましたけれども、それとまた先ほどもALTを1名何とか増員したいという回答をいただきましたけれども、そこで他の自治体ではどうなのかということをちょっとお聞きしたいのですけれども、私が調べましたところ、結構管内でもALTが来れな

い授業に関してはICT、いわゆる情報通信技術を活用した機器やデジタル教材を活用している学校もあると。教育長の教育方針の中でも、今年は特に各学校、小学校、中学校にそういう配置をして、いろんなそういう機器を使った活用できるように予算づけもされたという話を聞きました。そこで、いわゆる全ての教室に有線のLAN環境が整備されまして、そしてまた教室内は無線LAN、ワイファイの環境があり、大型のディスプレイやプロジェクターなどが整備されていると。それから、教員はノートパソコンを操作し、デジタル教科書による指導を行うと。それから、児童生徒は1人1台のタブレットで実施しているような記事が、それが各結構多くの町村でもそういう教育をしているということで耳にします。そこで、いわゆるICT機器があれば例えばALTが参加していない授業でも画像や音声により生の英語に触れられると思います。そこで、本町の学校ではICTの整備が遅れているように思われますが、その点教育長はどのように考えているのか伺います。

加納議長
堀江
教育長

教育長、答弁求めます。

中村議員がおっしゃいますとおり、最近の新聞とかインターネットなどを見ていると、教室内の環境が非常に変わってきております。これまでは黒板で教員が授業を行っておりましたが、黒板の場所には大型のディスプレイというのですか、そういうものがあったり、先生もデジタル教科書というものを使ってディスプレイに映し出して子供たちに見せて、子供たちはタブレットで学習なども進めているような記事も見受けられます。全ての授業がまだまだこういうICT機器を使うことにはなっていないわけでございます。そこで、本町についても検討しているわけでございますが、本年度、平成28年度から教育行政の執行方針に盛り込みまして、平成29年度以降も継続して重点施策として実施する予定でございます。平成29年度から32年度までのさきにつくりました士幌町教育振興基本計画においてもICT教育の推進を重点施策に掲げております。年次計画によりこれを進めていきたいと考えております。本年度、平成28年度は1,500万円の予算、平成29年度は町長の行政執行方針にもありましたが、2,400万円で小中学校のICT環境を整えることで予算を計上したところでございます。

以上です。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

最後の質問としたいのですけれども、今当然予算的にも見ているということで、早急に各学校にICT環境を整えていただきたいと思っております。

それで、結構新聞にもいろいろと出ているのですけれども、いわゆる英検、幼いうちに英検の免許を取ったと。特に新聞でも、北海道新聞なのでも、小学校5年生で英検の1級を取得したと。その

ほかにも中学3年生でもそうだと。今試験を受けて実際にやるということでありまして、いわゆる小さいときから家庭でともに英語で話をする。当然そういう中学校ですと資格取るぐらいですから、その家庭も全て英語で会話がなされているということで、将来的には日本を代表する通訳としてそういう重要な位置について仕事をしたいと、そういう目標を持って英語の勉強をしているということでもあります。

平成25年から29年度まで計画期間とする国の第2期教育振興基本計画に掲げられる目標は、中学校卒業段階で英検が3級程度以上達成した中学生の割合ということで、50%を目標としているということに書いてあります。全国的にもなかなか目標を達成できていないのが現状ですけれども、そこでこれは予算もかわる問題なので、町長にちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、いわゆる英検受検料の助成について調べてみましたけれども、毎年1回か2回は全額助成する自治体、または半額を助成する自治体とかいろいろですけれども、英語教育の充実を土幌町教育振興基本計画の中の重点施策に上げておりますので、児童生徒の学習意欲を高めるためにもそういう保護者の経済状況によって受検することができないだとか、そういうような教育で格差をなくすためにも、ぜひ英検受検料助成制度が必要だと思いますので、この件については町長から答弁いただいて、質問を終わらせていただきます。

加納議長
小林町長

町長、よろしいですか。町長。

これ教育委員会にかかわる全ての事業は予算かかるわけですから、教育長から答えられないということはないのではないかと思いますけれども、せっかくだからお答えをさせていただきたいと思います。

今るるお話があったように、国際社会が進む、あるいは外国人と接する機会がふえるということでは、英語教育を充実させるということは極めて重要だということでもありますから、それぞれ中村議員の質問に教育長からもお答えをしたのでありますけれども、町全体として英語教育の推進には今後充実させるように取り組んでいきたいと思うのでありますけれども、ただ今回時間をふやすということでもありますけれども、これまで何か日本の英語教育は会話に結びついていないという話もされたわけですから、そういう面では時間だけでなく、今言われた英検も含めてなのでありますけれども、さらにALTも含めてなのでありますけれども、やっぱり地域で例えば英会話サークルとか、そういう地域の中で英会話に触れる環境をつくるだとか、さらにお話ありましたように学校現場の教員の養成というのも極めて重要だというふうに思うところでもありますけれども、そういうものを含んで取り組めばいいのではないかとこのように思うところでもあります。

それから、ALTについては2名と高校に1名の3名の体制ということで、そういう面では英会話の充実ということで取り組んでいるわ

けでありますけれども、特に土幌高校においては従前から土幌高校へ行ったら英会話ができるという、そういうことを目指そうということで、ALTもそうでありますけれども、非常にすぐれた英語の先生もいらっしゃるということでこれまで取り組んできたのでありますけれども、今海外研修なんかに行っても出発あるいは帰ってからの報告も英語でというふうに見えるようになったので、そういう面では卒業してからの進学してからも、あるいは就職しても英会話で極めて重要になりますから、今回高校も含めて英会話の充実については十分充実するよう教育長とも協議をしていきたいと思っております。

加納議長 以上で中村議員の質問を終了いたします。
ここで昼食休憩とさせていただきます。

午前 11時52分 休憩

午後 1時10分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
質問順位5番、和田鶴三議員。

和田議員 午前中に引き続き午後から、私から学校給食の無償化についてお尋ねをいたしたいと思っております。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。適切な栄養の摂取による健康の保持、増進や望ましい食習慣を養い、学校生活を豊かに過ごすことなどが目標とされています。本町では、子育てに係る経済的な負担を軽減するための施策、1食50円程度を行っていますが、他の自治体では給食費を無償化して子育て世代や若者の定住につながっていることから、無償化を考えてはと思っておりますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

本町では、平成25年に土幌町子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問を行い、平成27年3月に答申を受け、平成27年度から平成31年までを期間とする土幌町子ども・子育て支援事業計画を策定したところであります。この計画では、小中学生の給食費助成事業を新規事業として掲げ、保護者負担の軽減を実施しているところであります。平成27年度は小中学生の学校給食1食当たり30円を軽減、平成28年度からは軽減額を1食当たり50円に引き上げるとともに、小中学校に在籍する児童生徒が3人以上の場合に3人目以降の学校給食費を無料化する施策も実施しているところであります。軽減額については、予算ベースで平成27年度600万円、平

成28年度700万円となっており、和田議員提案のように無償化を実施しますと、小中学校の児童生徒分に係る賄い材料費は平成29年度予算ベースで2,900万円と試算をしており、財政的検討とあわせて子育て支援施策全体としての検討が必要であります。ついては、本年1月のしんぶん赤旗において、少なくとも全国で55市町村が小中学校の給食を無償化しているという記事もありましたが、今後において国レベルの課題である少子化傾向及び子供の貧困問題を踏まえ、教育委員会、士幌町子ども・子育て会議と協議を行いながら検討してまいりたいと存じます。

以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
和田議員

再質問があれば許します。2番、和田議員。

ただいまお答えをいただきましたが、学校給食に対する支援が比較的に進んでいるということがわかりました。年々国よりの交付税が下げられる中であって、予算を組み直すことも大変だということもわかりました。若い世代の人たちが本町に住みついでいただくためには、他町村がやらないことを行うということも大切だと思います。検討したいというお答えですが、どのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁求めます。

本来、これは子供の貧困対策等、国が考えるべきだというふうにも思うのですが、ただ、今は少子化とあわせて先般の北海道新聞にも載ったとおり子育て世代においては2割が家計費が赤字になるという記事もありますから、そういう家計事情からいって十分子育て支援対策として今後私ども検討してまいりたいと思っています。

加納議長
和田議員

和田議員。

今のお答えを受けてなのですが、今後高齢化と過疎化が一層進むことが予想される中であって、定住促進を掲げ、一人でも多くの人たちに本町に住みついでいただくための施策を講じていますが、誰でもいいという発想ではないと思います。特に若い世代に夢を抱いて来ていただくことだと思います。しかし、格差社会にあっては若い世代が本町に未来設計を描き、子育てすることに対して、今のままでよいとは思わない。安定した雇用の確保も大切と考えますが、どのように考えておられますか。

加納議長
小林町長

町長、答弁お願いします。

言われるとおりなのでありますけれども、非常に特に子育て支援に係る経費も含めて、家計費が赤字になるということでもありますから、いろんなことを考えなければならないのでありますけれども、ただ給食費だけでなく、例えば住宅とかも含めて生活全般で見通していくということでもありますし、さらには子育て支援対策っていろんなこともやっているのですが、私ども本町においても何千万円という

数字になるわけでありませけれども、そうすると給食も含めてどうい
う子育て支援にするかという全体的な検討が必要でなかろうかなとい
うふうに、そういうふうに考えているところでございます。

加納議長 2番、和田議員。
和田議員 要するに人口の少ない町村を中心に給食費の無償化が進んでいま
すが、無償化した自治体の担当者からは、周囲の目を気にしないで生活
保護や就学援助をとという家庭も多いかと思ひます。給食費を督促する
必要がなくなったという話の記事も新聞紙上で聞いております。本町
では、給食費の未納者はどのようになっているかお答え願ひたいと思
ひます。

加納議長 町長。
小林町長 担当の給食センター所長からお答えをさせていただきます。
加納議長 給食センター所長。
鈴木給食センター所長 学校給食センター所長、鈴木より和田議員の質問に答えたいと思
ひます。
近年1、2件程度、大体10万円前後ぐらいが未納として残っている
現状であります。総額ちょっと過去に古いやつがありまして、全部合
わせると130万円ぐらいだったと思うのですけれども、近年は大体1
年で残るのが10万円程度ということになります。2人分か、3人分か
ぐらいです。

加納議長 和田議員。
和田議員 総体的な形ではそんなに滞納者としては多くないのだなというこ
ともわかりました。100万円から150万円程度というようなことだと思
ひます。
本町では、町独自の施策でソーラーパネルによる発電の取り組み
もあって、プラスの経済効果を上げてしていると聞いておりますが、現在
どのような形になっているでしょうか。町独自の予算を給食費の無料
化に振り向けてはどうかということもあるのですが、その点について
はどう考えておられるでしょうか。

加納議長 町長。
小林町長 ソーラーの発電の状況については、担当の産業振興課長からお答え
をさせていただきますと思ひます。

加納議長 産業振興課長。
高木産業振興課長 産業振興課長、高木のほうからお答えをしたいと思います。
町の太陽光発電事業につきましては、年間の貸付料5,200万円とい
うことで予算を計上してございまして、それが町のほうの歳入とい
うことになっておりまして、そのうち2,000万円を備荒資金組合に建設
時に借り入れをしておりますので、毎年2,000万円ずつそこに積んで
いると。残り3,200万円を各種まちづくり事業に充当しているという
現状でございませ。

<p>加納議長 和田議員</p>	<p>以上であります。</p> <p>和田議員。</p> <p>ソーラーパネルの関係につきましては、目的税みたいな形で町単独で使えるとはいっても、そういう形では今までは考えてこなかったというふうにして思っておりますが、財政も国からが初回で申しあげましたように交付税も下がっているというようなことで、なかなか難しいのではないのかなという気がします。ですけれども、片や一人一人の家庭に帰ってみれば子供たちが格差社会の中にあって子供の貧困というのが非常に広がっているわけです。本町の場合どの程度になっているかということは調べてはおりませんが、そういうことで一般的な形ではそういう形になっているはずです。そういう子供たちに対して、結局は親の都合で先ほども申しましたが、生活保護だとか就学援助だとかということをとめらっている親がいるかどうかということは土幌町もその部分はちょっと考えていないわけですが、回ってみた場合にどういう形になっているのか、そしてそういう家庭に対する援助というのは今後はどういうふうにして続けていかれるのかということについてお聞きしたいと思います。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。</p> <p>趣旨がちょっとわからないのですが、子供たちが給食はもちろん食べれるのはそうでありまして、お金がある、なしにかかわらず、教育を同じように受けられるというのは、それは私どもも今後考えていかなければならないことなのでありますけれども、ただ給食だけにとっていけば、例えば生保だとか準要保護だとかということで、そういう生活実態をしながら免除しているということもありますから、少しそこら辺の実態を見ながら、今後給食の扱いについてどうするかということについては、検討というのは町としても十分内部で議論をしていきたいと思っておりますし、教育委員会とよく意見のすり合わせをしながら検討してまいりたいというふうに思っています。</p>
<p>加納議長</p>	<p>ちょっと暫時休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">午後 1時23分 休憩 午後 1時23分 再開</p>
<p>加納議長 和田議員</p>	<p>それでは、休憩を解きます。</p> <p>和田鶴三議員。</p> <p>筋がちょっと違うのではないかなというような話もありましたが、私としては関連していると思って発言したわけですが、その辺については今後気をつけていきたいと思っております。</p> <p>いずれにしましても、今後前向きな形で進めていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。</p>

加納議長	<p>以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。 質問順位6番、飯島勝議員。</p>
飯島議員	<p>町長に自主防災組織の普及推進施策につきまして質問させていただきたいというふうに思います。</p> <p>平成26年に作成された土幌町地域防災計画の第4章第5節、自主防災組織の育成等に関する計画という中では、自分たちの町、地域は自分たちで守るという自発的防災意識の高揚の機会として、また町民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のために、町内会、公民館等の組織を生かして自主防災組織づくり、育成を推進することとなっております。</p> <p>平成26年11月に白馬村において震度5強の地震で40棟ほどの家屋が全半壊しました。住民による迅速な安否確認と救助の活動により死亡者ゼロであったことをモデルに、平成28年5月、下居辺市街に自主防災組織を立ち上げましたが、次のような課題があると思われまます。</p> <p>①として、既に設立されている組織では見守りネットワークが中心と言われ、組織の認識が少し違うのではないかとこのように思います。</p> <p>2つ目として、人材育成には防災意識を習得するための研修や資格取得の支援が必要です。</p> <p>③として、組織の運営には共助の情報共有のため協議と報告が必要だが、運営助成がない状態です。</p> <p>④として、厳寒期や停電時の避難場所には民間との協定締結が必要ではないか。</p> <p>以上の課題を解決しなければ町民に浸透しないと考えますが、町長のお考えを伺います。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長、答弁求めます。</p> <p>それでは、飯島議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。</p> <p>大きな災害が発生した場合、行政のみの防災活動では限界が予測されることから、被害を予防、軽減するため、自主的な防災活動、火災発生防止、被災者の救出救護など、避難誘導など地域住民による組織的な自主防災活動、共助が求められております。これまで町内で設立された自主防災組織は3件、9.9%と組織の結成が進んでいない状況にあり、その組織の設置が課題となっているところであります。</p> <p>質問の第1点目でありますけれども、既存組織についてですが、現在結成されている自主防災組織は見守りが主な活動となっているようではありますが、今後はそれ以外の活動への働きかけも行っていきたいと考えます。また、社会福祉協議会が行っている見守りネットワーク事業も希望する方に対して隣近所の地域支援者が緊急時の大事な情報を伝え、救護するものですが、多様な共助活動の一つとして今後も本事業の普及、活用について周知、連携をした取り組みを進めてまいり</p>

たいと存じます。

質問の第2点目であります人材育成についてでありますけれども、地域での自主防災組織の機能が十分に発揮されることが重要であることから、組織のリーダーとなる人材育成研修、地区単位での防災訓練も視野に、次年度以降に向けた実施について検討を行うほか、町の出前講座の活用をしていただきたいと思います。

北海道では、地域の防災活動や災害時に地域のリーダーとして活躍いただく北海道地域防災マスターの育成に取り組んでおり、認定されるためには研修会の受講が必要となります。今年度は道内4カ所で研修会が開催されていて、十勝管内においても230名以上の方が既に認定登録されています。今後において制度の内容について調査を行い、取得普及について検討をしてみたいと存じます。

質問の第3点目、組織運営助成ですが、パートナーシップ推進交付金、地域相互扶助事業の一つに地域が行う防災活動事業を設けておりますが、今後の組織運営に当たっての要望をお聞きした上で検討を進めてみたいと存じます。

4点目の避難所における民間との協定締結については、帯広地方石油業協同組合並びに同組合士幌支部、キング商会との間で災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書による優先提供、北海道エルピーガス災害対策協議会とのLPガス供給及び関連機器の設置支援のほか、北海道と各コンビニとの災害物資供給に関する協定など、各種協定締結をその都度交わしているところであります。

いずれにしても、地域住民の安全確認や情報のスムーズな伝達などを図る上で自主防災組織の整備は昨年の災害を通じても重要な取り組みと認識するものであり、駐在区機能を生かした組織化を各公民館、駐在区と協議しながら推進してみたいと存じます。

以上、飯島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
飯島議員

再質問があれば許します。7番、飯島議員。

ただいまの町長のお答えを聞きまして、今後だとか次年度以降だとかという言葉で若干自主防災組織の結成に対しては優先順位が低いのかなという印象を受けました。やはり優先順位上げていただければ難しいのかなということと、もう一つ、パートナーシップの推進事業と十分自主防災組織が対応できているのだよということを言っておられるのかなというふうに聞こえたのですが、その点はいかがでしょう。

加納議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

お答えをしたように、自主防災組織というのはずっと各地域で組織していただくようにも話しかけているのですが、実際には3地域しかできていないということでもありますので、自主的につくってくれというのなかなか難しいのだろうというふうには思っているの

で、今後も新年度に向けて行政が介入をしながら、地域の町内会組織をベースにしながらも組織化をしていただくよう町として各地域に働きかけていって、来年度、ぜひいろんな形で組織するように進めていきたいと思っています。

加納議長
飯島議員

再質問があれば許します。

今の本当に今まで私どもがやったのは28年で、まだ10カ月ぐらいしかたっていない。その10カ月間でいろんなことを考えてきて、課題がいっぱいあるなというふうに思っていました。ただ、それぞれ2つの地区では平成20年ぐらいにできたというふうに聞いていますので、そのほうはもう10年近くたっているわけでありまして、そういうことを考えていて、一番私も自分で4、5年前に阪神、淡路の震災の場所に行かせてもらったり、情報を見せてもらったりした経験が下地にあるのです。だから、どうしてもそういう防災に対する情報をしっかり何回も出していく。それを今町長は駐在区ごとに考えてみたいと言われたので、ぜひその点についてはやってほしいのですが、やはり単発ではなかなか難しいと思うので、その点もう少し具体的なこと、考えがありましたらお話をしていただきたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

3つの自主的にできた組織もあるのでありますけれども、なかなか運営等にも苦勞されているというふうにお聞きをしているところでありまして、それに加えて新しくできるところ、なかなか進まないという現状にあるのでありますけれども、ただ去年の災害を通じて1つは情報伝達、さらには安全の確保ということでいけばやっぱり町内会と連絡を密にしてやらざるを得ないというか、やるのが最も効果的だというふうに思うところでありまして、そういう面では、先ほど申し上げたとおり町内会をベースにしながらも組織化をしていくということなのでありますけれども、近々公民館の推進委員長会議も開催される、あるいは4月になれば駐在員会議も開催されるということでありまして、そういう中に提起をしながら、意見を伺いながら、できる限り早い段階で自主防災組織を結成させるように町としても積極的に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

加納議長
飯島議員

再質問があれば。7番、飯島議員。

地域防災計画は、先ほどから質問の中でも見直しをするよということはお話しされてきました。実は第1章の総則のところの町民に向けた平時と、それから災害時のやってほしいことというのがあったわけですが、その中には私どもがきっかけにした住民による迅速な、あるいは救助活動というのは言葉が入っていたのですが、安否確認という言葉は入っていませんでしたが、やはり僕ら例えば夜間であれば本当にそこに住んでいる者が一番よくわかっていると思うので、まずは駆けつけられると思うのです。そのことを考えると少し、もっと違う

ところの見直しももちろんあると思うのですが、私としては安否確認という言葉はどこかでちゃんと使ってほしいなというふうに思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

全体的に道の防災計画を参酌しながら見直していくのでありますけれども、特に今回は避難所を設置したわけでありましてけれども、それらの中での避難所の設置した中での住民の快適性だとか安否の確認だとかということが大きな課題になるので、そこら辺を十分意識しながら地域防災計画の見直しを行っていきたいというふうに思います。

加納議長
飯島議員

再質問があれば。7番、飯島議員。

ぜひよろしく。その分については、まずは安否確認という言葉を入れてくれるようお願いをしたいというふうに思います。

町長の回答の中に僕らが一番心配していて、自分たちでもやらなければいけないことは幾つかあって、それについては自分たちで一生懸命考えながらやろうと。町のほうの指導を仰ぐという気持ちはあるのですが、4番目のほうの町長の回答が避難所のことを僕は厳寒期だとか停電時だとかのことをお聞きしたのですが、若干ほかの例えば石油だとか、LPガスのことだとか、食料のこと、コンビニとのあれは食料のことになるのでしょうか。そういうようなことの協定を結んでいるよということだったのですが、私が本当に自分の気持ちとしては、ここで言いたかったのは、例えば下居辺の場合は、プラザ緑風の温泉が予備電源を持っているのです。ということは、そこを活用させてもらえれば停電のことだとか、厳寒期のことがある程度解決できるなというふうに思うのですが、担当者からも言われたのですが、勝手に温泉と下居辺の防災組織が締結することにはなりませんよという話を承ったので、まずその点について、温泉が町として、プラザ緑風が避難所として使えるのか、使えないのか。使えるような協定を結んでもらえるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁。

今は下居辺の場合は公民館が避難所というふうになっているのでありますけれども、いずれにしても災害の規模だとか対応によってはいろんな施設の一つ一つ機能を使っていくということですから、そういう災害の状況によってはプラザ緑風にも協力をいただければ使うということになるのだというふうに思うところであります。

それから例えばただ水の場合、河川の氾濫の場合、いずれにしても下居辺の公民館なりプラザ緑風が避難所になるということはありませんから、それは市街地の総研にするか、やっぱり高台にするということになりますから、災害の規模、状況によっていろんなことを想定して考えなければならぬのでありますけれども、言われているのは下居辺でやるのであれば当然プラザ緑風も使わせていただくと

いう、そういう方向で考えていくというふうに思っています。

加納議長
飯島議員

再質問があれば。7番、飯島議員。

今のお話聞いて少し安心しましたが、過去に担当者との話の中では非常に難しいような話、それは無理ですと言われたのですが、その辺については少し前向きなお答えだったので、ぜひその点については今後の協議の中でちゃんと締結してもらえるようなところまで進んでもらえると大変ありがたいなというふうに思うところです。

あと、一番今水害、水の、大雨だとかのときには、たまたま下居辺は温泉も公民館も土砂危険地域に、流域になっているようで、現実にはあそこを使えないと。たまたま去年の8月の16か17かでしたか、大雨のときに、メールのほうで避難準備情報といただきました。私どもその情報は単なる情報であるというふうにしか思っていなくて、そのことを連絡してくださいということではしたのですが、よく後で言われてみますと、そのときに避難準備情報というのは少なくとも足の遅い人、歩けない人とか動きが遅い人とかというのはその時点から避難をしなければいかぬ。ということは、土幌のコミセンのほうまで歩いていけというわけにいかないわけですから、当然何らかの方法をとらなければならない。そのことについては、これから自分たちでよく話し合いをして、どういう仕組みにするか。まずは自分たちで考えてやろうと思っているのですが、本当に町のほうもそのことについてちゃんと相談に乗っていただいて、どういうふうな方法がとれるのか、僕らも避難準備情報の中で見守りネットワークの登録者もおられるわけですから、その方々だけではなくて、やはり足の動きが、逃げるのも遅いというような人についてはどうしてもコミセンまで運転をして車で連れてこなければ困ると思うのです。その辺のことを想像していて、町としても僕らがこういうふうにしたいという相談をしたときには話に乗っていただきたいのですが、それはよろしいでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

それは、十分地域と連絡とっていきながら相談に乗っていくということにしたいと思えますけれども、ただ災害が起きた場合は、1つは対策本部が町にできるわけでありまして、それから地域では自主防災組織ができる。さらには、社会福祉協議会だったり、見守りネットワークがあるわけでありましてけれども、それぞれが補完をしていくということでありましてけれども、防災計画に決める原則でやる部分もあるわけでありましてけれども、もう一方では災害の規模だとか態様によってやっぱり柔軟に対応していくということもありますから、そういうことが日ごろの訓練の中できちんと確認をできるように日ごろから訓練をしていきたいというふうに思っているところでございます。

加納議長
飯島議員

再質問。7番、飯島議員。

今の部分については、これから自分たちもどういう仕組みであれば

そのときに対応できるか、どういうときに対応しなければいけないのかはまずはちゃんと自分たちが話し合いをして、その報告とともに指導を受けたいというふうに思っております。そのときにはよろしくお願ひします。

一番心配、どんなこと、何が起こるか分からないわけですから、大雨だけではなくて地震だってあるわけです。地震のときには自分の家にいたほうがいい場合もあるだろうし、そうではなくてどうしてもその家がだめであれば避難しなければいけないと思うのですが、そういうときの対応や何かもまずはそこに住んでいる者が頑張らないと。恐らく最初から行政が公助でやってくれるとは思えないので、その辺は仕組みづくりをしっかりとこれから考えていきたいなというふうに思っておりますが、下居辺の自主防災組織を立ち上げるかつて昔、防火協力団というのがあって、可搬ポンプや何かも設備されたりなんかしたこともあって、今も毎年1回は防災訓練をしていて、下地としては下居辺の場合ある。だから、そのことを想像しながら、これからやっぱり自分たちがどう動くのか、それはみんな協力しながら、住民が協力しながらでなければなかなか1人が一生懸命わかっていてもだめだと。だから、それで先ほど言いましたように防災に関する情報というのか、知識とかいうのを本当に1人が知っていればいいのではなくてたくさん地域の何人かも知っていて、あるいはそれらがそれぞれの地域、各駐在区ごとなら駐在区ごとにそういう人がいればいい。それから、そういう駐在区でなくて、その地区ごとにも例えば町長が回答にもありましたように、防災の地域ごとの発信場所が必要だということもあったので、そのことはあれです。

ただ、もう一つ、もう少し一歩進めると、町長もその答えありましたように北海道地域防災マスターというのですか、そういう資格もあるということなので、この点についてはこういう内容というか、知識だぞということも、情報だぞということも教えてもらうとともに、逆にそのことから波及をして関心を持つ人がふえるのではないかというふうに思うので、知らなくてどんどん前へ進めるとは思えないので、ぜひ人材育成のことについても、それからいろんな物資の部分、あるいはこれから自分たちも何が備品として必要なのかもちゃんと検討していかなければいけないと思っているし、何しろ下居辺5つほどの人が集まる場所があって、本当にそこに通ってきている方もおられるわけなので、外から来られて勤務されている方もおられるので、そういう意味ではそういう人たちにもちゃんと知らせなければいけないと思って今まで情報を流してきたのですけれども、やはりもう少し運営に対してパートナーシップ等の事業で対応しているからではなくて、防災組織を運営するための資金援助というのか、そういうものがどうしてもあってほしいのですが、もう一度そのパートナーシップのことだ

	けではなくてそういうことが可能であるかどうか、町長の考え方をお聞きしたいと思います。
加納議長 小林町長	町長。 今の自主防災組織ができたときには、パートナーシップで大体7万円を予算にして交付させていただいているのでありますけれども、全町的にできるとすれば、例えば統一したヘルメットが要るのかとか、腕章が要るのかとか、あと着衣が要るのかということがあるのでありますけれども、そういう検討をしながら、地域防災組織ができるのに合わせたいろんな予算的なこともその中で検討していかなければならないというふうに思っているところであります。
加納議長 飯島議員	再質問があれば。飯島議員。 では、今の対応が可能性もあるかもしれないのですが、ぜひやはり情報、町の広報のほうから結構毎月のように防災の情報が流れてきていることは実際事実です。ただ、身近に感じて見てもらう、そのことを考えると汎用というのですか、皆さんに配るものと自分たちのと少しは違うのかなと感じると、そういうところの支出だとか会議だとかのことについてもやはりどうしてもお金が必要かなと。自賄いでやれというのであれば、またそのことで自分たちも自賄いでやれと言われたのだからやろうやと言えるのですが、何か今のところ中途半端に聞こえるので、その点だけお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。
加納議長 小林町長	町長。 いろんなことがかかるのか知りませんが、私どもとりあえずどういうものをそろえる、あるいは金をかけるということではなくて、当面自主防災組織を組織化するというところに重点に取り組むことから、どんなものをそろえるかというのは組織化した中でそれぞれ各自主防災組織の皆さんから意見をいただきながら必要なものについてはそろえていくという、そういう取り組みにしていきたいと思えます。
加納議長 秋間議員	以上で飯島勝議員の質問を終了いたします。 質問順位7番、秋間紘一議員。 それでは、私から若年層の胃がん予防について町長に質問をいたします。 日本人の胃がんの9割以上はピロリ菌の感染が原因とされ、現在では親から子への家庭内感染が大きな要因であることが疫学調査だけではなく臨床研究においても明らかになりました。ピロリ菌は、ほとんどが5歳以下の幼少期に感染し、中高生の感染率は約5%から20%と言われております。胃がんや胃潰瘍、十二指腸潰瘍などの病気を予防する上で体力が充実する中学生を対象に検査、除菌することが最も効果的であり、効果的と考えられています。将来の疾病のリスク軽減を、胃がんの撲滅を目指したがん対策の一環として、中学生を対象とした

ピロリ菌検査助成を行ってはと考えておりますが、町長の所見をお伺いします。

加納議長
小林町長

町長、答弁お願いいたします。登壇お願いします。

それでは、秋間議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

胃がんの発生には、ピロリ菌が深くかかわっていることがわかっており、1994年に世界保健機構と世界がん研究機関によって確実な発がん因子として分類されているところであります。ピロリ菌は、胃の粘膜に生息する細菌で、胃がんや慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍の原因になり、ほとんどが幼児期に口から感染するといわれております。

町においては、町国保病院における胃カメラ検診において30歳以上の町民を対象に便ピロリ菌検査を実施しているところであります。ピロリ菌検査については、国の対策型検診としては推奨されていませんが、道内では平成28年12月の調査においては37市町村が中学生に実施しており、十勝では帯広市が昨年7月より中学3年生のみを実施しています。

一方、ピロリ菌感染者が必ずしも将来胃がんになるわけではなく、若い世代の除菌が胃がんを減らす効果は実証されていないということで、県として推奨している佐賀県においても除菌を受けた生徒を5年ごとに追跡調査していく方針とされています。また、国立がん研究センター検診部長は、検査や除菌のメリット、デメリットを正確に説明し、生徒や保護者に納得の上で受けてもらうことが欠かせないと話しているところであります。以上のように、中学生のピロリ菌検査についてはさまざまな見解が出されているところであり、町といたしましては今後において関係する機関等の意見を聞きながら検討してまいりたいと存じます。

以上、秋間議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
秋間議員

再質問があれば許します。3番、秋間議員。

ただいま答弁をいただいたわけでございますけれども、結論からいうと今後において関係する機関等の意見を聞きながら検討してまいりたいということでございます。

この答弁の中で、ピロリ菌患者が必ずしも将来胃がんになるわけではなくというような文言がございます。これについては、確かに以前の国のがん対策推進基本計画でもピロリ菌の除菌の有用性については疑問視をされていたわけでございます。しかし、平成28年、去年の2月に改正されましたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において、これまで言及のなかったピロリ菌の除菌は胃がんの第1次予防の役割を担うと明記し、有用性を認めたところでございます。また、去年の改正された日本ヘリコバクター学会のガイドラインにおきましても、新たに若年除菌を含む年代別胃がん予防の項目に追加さ

れ、ピロリ菌の除去の最終目的はピロリ菌を除去することによって胃がんを撲滅するというふうに最近言われているわけでございまして、またそのピロリ菌に感染している99%の方が一つの原因だというふうにも言われているわけです。

今私のほうで国なり学会のこういう28年度の改正に伴って、答弁の中でも北海道において28年において37市町村が実施をしているということでございます。これを見る限りでは、27年ですか、これは全道で14市町村が実施していたように私の記憶でございまして、28年度でただいま言われたような各学会または国のそういう指針といいますか、改定に伴って北海道でも37にふえてきたのではないかというふうに思うわけです。そういう意味からいうと、早期の検査、除菌というのはやはり胃がん予防、撲滅には重要ではなかろうかということを考えてございますので、再度町長の意見を伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁お願いします。

今後の考え方については、私のほうから答えさせていただきたいと思えますけれども、内容については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えますけれども、まずピロリ菌については検診等々の議論の中で、私ども今までいろんなヒアリングの中でも余り検討してきた経過がないのでありますから、今回秋間議員からこのように提案されたことを受けて、私どもも十分内部検査あるいは関係機関との議論を進めていただきながら、今後の方向について決めさせていただきたいと思えますけれども、あとこれらのいろんな種々お話ありました内容等については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

今秋間議員がおっしゃるように、胃がんの8割はピロリ菌感染が原因とみなされているということで、WHOのほうでは2014年にそのような報告書を発表しているのは事実でございます。この回答書にありますように、若い世代への除菌が胃がんを減らす効果はまだ実証されていないということと、それで佐賀県は早くに行っているのですが、生徒を5年ごとに追跡調査しているという方針でございます。

また、除菌薬に使われるのが抗生剤と、あと胃酸を抑える薬の両方、2種類を使うのでございますが、その副作用として下痢とか味覚障害等ございますので、そういう報告がされていて、胃炎の症状が出ていない段階での中学生の除菌がどうかというような慎重な意見もございましたので、そのようなことで説明させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

加納議長
秋間議員

再質問があれば許します。3番、秋間議員。

町長から重要なということで、検討していきたいということですが、課長の今のお話でございますけれども、これ医学的に中に突っ込むと時間がないので、省かさせていただきますけれども、基本的にはインフルエンザのワクチンにしても、おたふく風邪のワクチンにしても、いろんなワクチン、またはいろんなものについても当然副作用なりいろんなことがあるわけでございますから、除菌に伴う行為によって障害があるというようなことではないだろうと僕は思います。これについては、深く入っていくと僕もちょっと言いたくなるので、この辺は省きますけれども、ただ総合的に考えていったときに、北海道の37で夕張市が取り組んでいるのです。私は、夕張というのは財政再建の団体で、財政難で非常に努力をされている市だというふうに思います。鈴木市長もきのうテレビでいろいろと特別交付税が出るようなことでありましたけれども、基本的にはああいう状況の中でもこのピロリ菌の中学生、高校生、未成年者の除菌、これはやはり重要だろうと。やはり町として、市として将来胃がん患者を撲滅していくのだと。一つの強い意思のもと、施策のもと実施していると、そういうことに実は非常に感銘をしたものですから、ちょっと紹介をさせていただきますけれども、私も本町においても当然そういう意味でお願いをしたいというふうに思っております。

それで、ぐだぐだやってもしょうがないのでありますけれども、最後になりますけれども、国立のがんセンターの28年度のがん統計予測公開で、これがん患者を出さない社会づくりのために、少なくとも胃がん予防としてピロリ菌検査を、除菌、施策として避けては通れないと、こういうような提言を実はされてございます。先ほど課長さんも言われたようにいろんな意見がございまして、私はこういうものから考えていって、本町においても中学生を対象に除菌をすることの意義については、将来の胃がんのリスクを限りなく低くするだけではなく、その子供が親になる前に除菌することで次世代の子供たちにピロリ菌を引き継ぐ可能性がなくなり、次世代の胃がんの予防にもなり、がんの撲滅に非常に近道だと、こういうものも考えながら、ひとつ土幌のがん撲滅の運動として再度取り入れていただきたいと。よろしく町長、お願いをいたします。

それで質問を終わらせていただきます。

加納議長

これで秋間紘一議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

3・4

日程第3、議案第29号「平成29年度土幌町一般会計予算」

5・6

日程第4、議案第30号「平成29年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」

7・8

9・10

日程第5、議案第31号「平成29年度土幌町後期高齢者医療事業特別

会計予算」

日程第6、議案第32号「平成29年度士幌町介護保険事業特別会計予算」

日程第7、議案第33号「平成29年度士幌町介護サービス事業特別会計予算」

日程第8、議案第34号「平成29年度士幌町簡易水道事業特別会計予算」

日程第9、議案第35号「平成29年度士幌町公共下水道事業特別会計予算」

日程第10、議案第36号「平成29年度士幌町農業共済事業特別会計予算」

日程第11、議案第37号「平成29年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算」

以上9件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題としている議案第29号から議案第37号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会が終了するまで休会とすることに決定いたしました。

引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集します。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時09分)